

令和3年度の国民健康保険税(保険税)は次のとおりです。

【保険税の決まり方】 ①所得割額 + ②均等割額 = 1年間の保険税額 (100円未満切り捨て)

	医療給付費分 (0～74歳の人)	後期高齢者支援金分 (0～74歳の人)	介護納付金分 (40～64歳の人)	一世帯当たりの 賦課限度額合計
①所得割額	基準総所得金額×7.3%	基準総所得金額×2.3%	基準総所得金額×1.8%	
②均等割額	2万7000円	7800円	9800円	
一世帯当たりの限度額	63万円	19万円	17万円	99万円

- ※ 市町村は県が示した標準保険税率を参考に保険税率を決定します。
- ※ 所得割額欄に記載の基準総所得金額とは、令和2年1月から12月の総所得金額から基礎控除額43万円を差し引いた金額です。
- ※ 均等割額欄に記載の金額は、一人当たりの基本税額です。
- ※ 算定の方法等は年度によって異なります。

保 険 税 の 軽 減

所得の少ない世帯

世帯主と被保険者の令和2年1月から12月の総所得金額の合計が、一定基準以下である場合は、均等割額が軽減されます(所得未申告の人がいると、軽減の適用ができません)。

7割軽減	5割軽減	2割軽減
43万円※	$\frac{43\text{万円}※ + 28\text{万}5000\text{円}}{\text{被保険者数}}$	$\frac{43\text{万円}※ + 52\text{万}}{\text{被保険者数}}$

- ※ 世帯主(擬制世帯主を含む)及び被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金に係る所得を有する人の数が2人以上の世帯は43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)
- ※ 軽減の対象となる基準所得等は年度によって異なります。

特例対象被保険者(非自発的失業者)

会社の倒産や会社都合等の非自発的理由で失業した人(雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者に限る)の保険税は、離職日の翌日の属する月から翌年度末までの間、前年中の給与所得を100分の30とみなして計算します。

対象者

- ①離職時の年齢が65歳未満
- ②雇用保険の特定受給資格者 または 特定理由離職者
(雇用保険受給資格者証の離職理由:11・12・21・22・23・31・32・33・34)

※軽減を受けるためには、申請が必要です。雇用保険受給資格者証を持参のうえ手続きしてください。

社保から後期高齢者医療制度に移行する世帯

社会保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者となっていた65歳以上の人(国保に入る場合、次のとおり保険税が軽減されます)。

軽減対象	軽減内容
所得割額	負担はありません
均等割額	加入月から2年を経過する月までの間に限って2分の1(均等割額軽減なし又は2割軽減の世帯の人のみ)

- ※軽減を受けるためには、申請が必要です。
- ※国保健康保険組合に加入していた人は適用対象外です

ご 相 談 く だ さ い

医療費の一部負担金の支払いが困難なとき

震災、風水害、その他特別の事情により、医療費の一部負担金の支払いが困難なときは、申請により減免が認められることがあります。

保険税を納めるのが困難なとき

新型コロナウイルス等の影響で納期限までに保険税の納付が困難な方には、納税課での納税相談をご案内しています。また、災害、その他の特別の事情がある場合、保険年金課での申請により保険税の減免が認められることがあります。

保 険 税 の 納 め 方

納税義務者

保険税を納める義務は世帯主にあります。世帯主本人が国保に加入していなくても、世帯の中に被保険者がいれば、納税通知書は世帯主宛てに送付されます。

納税通知書の送付時期

納税通知書は、毎年6月中旬に送付され、年度(4月～翌年3月)ごとに9回(普通徴収)または6回(特別徴収)に分け納めますが、年度の途中で手続きがあった際は、残りの期別で納めることとなります。
※加入の届け出が遅れると、その時点までさかのぼって保険税を納める必要があります。

普 通 徴 収

◎納付書

納期限までに納税通知書に添付された納付書で市指定の金融機関、コンビニエンスストア等で納めます。

◎スマホ決済アプリ

納期限までに納税通知書に添付された納付書のバーコードを、市指定のアプリで読み取って納めます。
領収書は発行されません。アプリ内の支払い履歴等で納付の確認をしてください。

◎口座振替

口座振替の申し込みをされますと、納期限日に口座から引落します。

特 別 徴 収

◎対象世帯

次の全てにあてはまる世帯は、原則、世帯主の年金から保険税を引落します。ただし、世帯主が国保被保険者でない場合は対象外です。
①国保被保険者全員(世帯主含む)が65歳以上75歳未満。
②特別徴収の対象となる年金(老齢・退職・障害・遺族)が年額18万円以上で、保険税と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えない。
※老齢厚生年金は特別徴収の対象となりません。
※世帯主が75歳になる年度は普通徴収になります。
※年金引落としとなる人でも、保険税の滞納があれば申出により口座振替に変更が可能です。

保険税の納付は口座振替が便利です！

保険税の納付を口座振替にすると、市役所や金融機関等へ支払いに出かける必要がなく、納め忘れもありません。また、一度手続きすると、原則、翌年度以降も自動的に更新されるので便利です。
保険年金課、納税課及びサービスセンターでは、キャッシュカードで簡単に申し込みができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。
【手続きに必要なもの】
来庁者本人のキャッシュカード・本人確認ができるもの
※一部、利用できない金融機関やキャッシュカードがあります。
※納税通知書についている口座振替依頼書を使用する場合は、預貯金通帳・口座届出印を持参して、金融機関へ申し込んでください。
※廃止届がない限り年金特別徴収の対象者を除き、原則翌年度以降も口座振替となります。口座振替の内容を変更するときは、改めて届け出てください。

問い合わせ先 保険年金課保険税係 ☎922・1592 FAX922・3178